

(広告掲載の基準)

第2条 印刷物等に掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 法令等に抵触し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 会の印刷物等の品位、公共性又は公益性を損なうおそれがあるもの
- (4) 児童又は青少年の育成に悪影響を与えるおそれのあるもの
- (5) 政治、宗教又は思想に関する主張、批判等を内容とするもの
- (6) 誹謗又は中傷を内容とするもの
- (7) 虚偽又は誇大な表現を用いているもの
- (8) 社会問題についての意見広告
- (9) 人権侵害、名誉き損のおそれのあるもの及び差別的表現等を含むもの
- (10) 投機心又は射幸心を著しくそそるおそれのあるもの
- (11) 個人の氏名等宣伝に関するもの
- (12) 会が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (13) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の適用を受ける業種及びこれに類似する業種
- (14) 事業を営むに際して必要とされる官公署の許認可等を受けていないもの
- (15) 通信販売、訪問販売、消費者金融業に類するもの
- (16) その他会長が印刷物等に掲載することが適当でないと認めるもの

「阪南市社会福祉協議会広告掲載取扱要領」より 1部抜粋